

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴うイベント等開催の対応について

令和2年（2020年）6月9日
新型コロナウイルス感染症山ノ内町対策本部

5月25日、緊急事態宣言が全国で解除されたことに併せ、政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が改定され、長野県では「6月1日以降の長野県としての対応について」が発表されました。今後は「新しい生活様式」の定着等を前提として一定の移行期間を設け、外出の自粛や施設の使用制限の要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされています。町では国・県の方針に基づき、イベント等の開催について、次のとおり対応することとします。

町主催のイベント等開催の判断基準

イベント等の開催にあたり、次の1と2を満たすことが前提となります。

1 適切な感染防止策を実施

- (1) 入退場時の制限や誘導
- (2) 待合場所等における密集の回避
- (3) 手指の消毒
- (4) マスクの着用
- (5) 室内の換気
- (6) 客席との十分な距離の確保（出演者の発声等を伴う催物）
- (7) 声援に係る感染防止策
- (8) 参加者及び関係者氏名等の記録

2 イベント等の参加人数

《6月18日まで》

- ・屋内の場合 100名以下、かつ収容定員の半分以下
- ・屋外の場合 200名以下、かつ人と人の距離（2m目安）の確保

《6月19日から7月9日まで》

- ・屋内の場合 1,000名以下、かつ収容定員の半分以下
- ・屋外の場合 2,000名以下、かつ人と人の距離（2m目安）の確保

《7月10日から7月31日まで》

- ・屋内の場合 5,000名以下、かつ収容定員の半分以下
- ・屋外の場合 5,000名以下、かつ人と人の距離（2m目安）の確保

《8月1日以降》

- ・屋内の場合 上限なし、収容定員の半分以下
- ・屋外の場合 上限なし、人と人の距離（2m目安）の確保

地域における行事について

地域の皆様におかれましても、同様の考えに基づき、行事、会議、集会所の利用などの各種取り組みについてご対応くださいますようお願いいたします。

各種行事等の参加者が把握できるものについては、適切な感染防止策を講じた上で開催が可能とされておりますので、実施の際は以下の内容を参考にいただき、対応くださいますようお願いいたします。

1 イベント等の開催について

イベント等の開催について、「3つの密」（密閉・密集・密接）を避けられない場合など、感染拡大につながるおそれがある催物（イベント）は、中止又は延期をご検討ください。

開催にあたっては、その規模に関わらず、①「3つの密」が発生しない席配置や「人と人との距離の確保」、②「手指の消毒やマスクの着用」、③参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくことなど、基本的な感染防止策をお願いします。

【各種行事の実施に伴う注意事項】

- （1）必要最小限の時間や最小限の参加者にとどめる。
- （2）不特定多数の参加者が見込まれるイベントや、多数の参加者が見込まれる大規模イベントは開催しない。
- （3）屋外開催の検討や会場の換気、人の密集を避け、マスク着用、アルコール消毒や手洗いの徹底など、各自でできる範囲での対策を講じる。
- （4）密閉された空間で換気が悪い、近距離での会話や接触がある、手の届く距離に

多くの人がいるような場所では開催しない。

(5) 不特定多数の参加者が参加する飲食を伴うイベントは控える。

(6) マスク着用や手洗い、うがいなど、個人レベルの衛生対策を徹底する。

(7) 検温を行い、熱や咳などの症状があるなど、体調不良の方の参加は断る。

(8) 高齢者や妊産婦、基礎疾患のある方、高齢者施設や医療施設、障がい者施設へ出入りのある方の活動については、参加の必要性について十分注意する。

(9) 高齢者施設や障がい者施設に関連する（訪問など）イベントは開催しない。

(10) 東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、北海道を往来するものは自粛する。

2 区等の会議について

緊急かつ重要な決定事項があるなど、開催の必要性を踏まえたうえで、下記の通りご確認ください。

町では、会議等の開催にあたり、公民館等の施設に多くの方が集まることを避ける方法として、開催の延期または書面決議や委任状を活用するなど、少数開催の対応を推奨します。

なお、会議後の懇親会を実施する場合は、座席の距離を保ち、大皿での取り分けや同じ容器の回し飲みはご遠慮いただき、時間を短縮するなど感染防止に配慮してください。懇親会を行わない代わりに、仕出し等を配付するなど工夫してください。

会議等開催の可否、開催する場合の参集範囲や方法については、区等で十分ご検討の上、判断してください。

区等の会議について

【方法1】開催の延期

新型コロナウイルス感染症の終息を待って開催する。

【方法2】書面による議決

会議への出席を求めず、書面で議決権を行使する方法で行う。

(1) 提出期限、提出先を定めて、「総会開催のお知らせ」「書面議決書」「議案書（総会資料等）」を対象者に配布する。

(2) 配布先の対象者から「書面議決書」を提出してもらう。

(3) 書面議決の集計を行う。

(4) 集計後、議事録（議決内容及び意見の記録）を作成し、回覧等で「総会（書面議決）の結果」を住民にお知らせする。

【方法3】委任状を活用し、役員等のみ少人数で開催する

住民から委任状の提出を受け、役員等のみ少人数で開催する方法で行う。

【方法4】開催せざるを得ない場合

会議を開催せざるを得ない場合、下記の条件を満たすようご配慮をお願いします。（委任状の提出を受け、少人数で開催する場合も同様）

- （1）常に換気をおこなう
- （2）多くの人々が密集しない
- （3）近距離に座らない（互いに手を伸ばしても届かない範囲）

そのほか、消毒液の設置、体調不良者は参加を自粛していただく旨のご案内、会場入口に注意文書の掲示（または口頭による説明）をお願いします。

3 集会所等の利用における注意事項について

- （1）社会的距離（目安は2メートル以上、最低でも1メートル）を確保した座席の配置や設備、備品の配置を行うとともに、その旨を利用者に周知・表示する。
- （2）飛沫感染防止のために、対面する場所での遮へい板や仕切り板などを設置する。
- （3）収容可能人員よりも、実際の利用者を半数以下とする。
- （4）ドアノブや手すり、テーブル・机、椅子、パソコンなど、共用して使用した物品や設備、共有スペースなどは、使用後にその都度消毒を行う。
- （5）飲食等はできるだけ紙コップを利用するなど、食器類を通じた感染回避に努める。食器を使う場合は、共用は避け、使用後の洗浄を徹底する。
- （6）30分に1回程度を目安にこまめな換気を行う。
- （7）万が一の場合に備えて、だれがいつ利用したのかがわかるように記録をつける。

4 文書配布・隣組回覧について

隣組回覧は、情報収集の重要な手段であると考えておりますが、町から依頼する回覧文書につきましては、下記の通り回覧方法にご配慮いただきますようお願いいたします。

- （1）回覧をご希望される方のみ回覧をする。
- （2）回覧板はできるだけ手渡しを避け、ポストへ入れるなど工夫する。

なお、状況の変化に応じ、隣組回覧を休止し、全戸配布に変更させていただく場合がありますので予めご承知願います。その際、連絡員様には文書配布の際、大変お手数をおかけしますが、ご理解のうえ、ご協力をお願いします。

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた取り組みに対し、引き続きご理解とご協力をお願いします。

なお、今後の状況によっては、お願いする内容を変更する場合があります。